

男鹿市公告第 26 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）について、その所有者又は管理者を過失なく確知することができないため、同法第 22 条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

1. 対象となる特定空家等

所在地：男鹿市脇本脇本字上野地内

種類：居宅

構造：木造平屋建

面積：不明

敷地内の動産等：家財、廃材、その他残置物一式

2. 所有者等の状況

当該特定空家等の所有者又は管理者について、登記事項証明書、住民票、戸籍、固定資産課税台帳、近隣関係者、電気事業者からの聴取その他必要な調査を行ったが、所有者又は管理者を過失なく確知することができない。

3. 特定空家等と認められる状態

当該建築物は、長期間にわたり適切な管理が行われておらず、屋根、外壁、柱その他主要構造部の腐朽及び破損が進行している。

また、建築部材の飛散、外壁材の落下及び建築物の倒壊のおそれがあり、周辺の通行人、近隣住民及び隣接建築物に危害を及ぼすおそれがある。

以上の状態は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当する。

4. 措置の内容

所有者又は管理者は、令和 8 年 8 月 31 日までに、次の措置を行うこと。

- ① 対象建築物を除却すること。
- ② 除却及び撤去後、敷地を周辺に危害を及ぼさない状態に整地すること。

5. 履行期限

令和8年8月31日

6. 期限までに措置が行われない場合

上記期限までに所有者又は管理者により措置が行われない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定により、男鹿市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

7. 動産等の取扱い

対象建築物及びその敷地内に存する動産等について権利を有する者は、履行期限までに男鹿市総務企画部危機管理課へ申し出ること。

期限までに申出がない場合、当該動産等は、略式代執行の実施に伴い、撤去、保管、売却、廃棄その他必要な処分を行うことがある。

8. 費用の徴収

略式代執行に要した費用については、法令の定めるところにより、所有者又は管理者から徴収することがある。

9. 連絡先

男鹿市総務企画部企画政策課

所在地：〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

電話：0185-24-9113

電子メール：kikikanri@city.oga.akita.jp